

経済産業省 「貿易保険の在り方に関する懇談会（第2期）」第2回会合 議事要旨

○ 日時：令和3年6月17日（木曜日）13時00分～15時00分

○ 場所：オンライン会議（Microsoft Teams 利用）

○ 参加者：

● メンバー（氏名五十音順）

- 甲斐 徹 東京海上日動火災保険株式会社 コーポレート運用部 部長 兼  
保証信用保険グループリーダー
- 加畑 宏 株式会社サンコートレーディング 取締役会長
- 川島 正 伊藤忠商事株式会社 日本機械輸出組合貿易保険委員会委員長
- 北野 尚宏 早稲田大学 理工学術院教授
- 木目田 裕 西村あさひ法律事務所 パートナー
- 林 いづみ 桜坂法律事務所 パートナー
- 藤木 正行 株式会社三菱UFJ銀行 ソリューション本部  
ソリューションプロダクツ部 部長
- 柳川 範之 東京大学大学院 経済学研究科教授
- 横田 絵理 慶應義塾大学 商学部教授

● 経済産業省

- 飯田 陽一 貿易経済協力局長
- 岩永 正嗣 大臣官房審議官（貿易経済協力局担当）
- 今給黎 学 大臣官房審議官（貿易経済協力局・国際技術戦略担当）
- 藤井 亮輔 貿易経済協力局 通商金融課長

● オブザーバー

- 金融庁
- 財務省

○ 論点

1. 急変する国際情勢への対応
2. NEXI の監理
3. 資料2 検討の方向性（案）について

○ 議事概要：

【飯田局長より開会挨拶】

【事務局から資料説明】

(藤井課長より事務局資料(第1回会合資料3「第1回事務局説明資料」)に沿って説明)

【懇談会メンバーによる意見交換】

<論点1. 急変する国際情勢への対応>

- カーボンニュートラルやデジタル技術の活用を背景に、伝統的な金融手法では対応できない案件が増えており、フレキシブルに対応頂くことが重要。JBICの特別勘定のような、従来採り上げていなかったリスクの高い国や事業への融資を促進する枠組みの創設や、付保率の引上げ、日本裨益の判断の柔軟化等を行って頂けると有り難い。
- 国際情勢の急激な変化により、破産手続や債権回収の局面に至る案件の増加が予想される。以前発生したベトナムの政府保証案件では、借入人の債務不履行が発生した際、当該政府保証の履行請求をしなければ、保険金請求には応じられないとの回答を貰ったことがある。政府への保証履行請求は、クロスデフォルトを引き起こしその国全体の信用を損なわせる可能性があるため、民間企業としては実質このトリガーを引けず、NEXIの保険も申請できないなど、非常に難しい立場に置かれる。政府保証案件では借入人の債務不履行を保険事由のトリガーとし、政府保証はGtoG間で協議するなど、NEXI付保の実効性を担保するため柔軟な対応を検討頂けないか。
- また、GtoG案件では、民間企業単体での対応が難しい場面が多い。人的リソースの制限もある中、NEXIには日頃様々なお支援を頂いているが、特にGtoG案件における交渉では、案件組成時も含め、市中行と共に前面に出て交渉頂けると有り難い。
- リスクの高い国における事業者や小口分散した資金支援への対応方法として、国際・地域金融機関を介した2ステップローンの組成を行うケースがあるが、その際、国際機関の外部格付ではなく所在国の国カテゴリーリスクが優先されて保険料率に反映されてしまい、経済条件の面で競争力が劣後してしまうことがある。借入人の本来のリスクに即した保険料の適用をご検討いただきたい。
- 農業セクター・中堅中小企業の支援では、小口かつ保険期間が短い案件が多い。NEXIの保険料率は一般的に、保険期間が短い案件と長い案件との間であまり差が無く、短期であるほど保険料が割高に見えてしまう傾向にある。制約もあると理解するが、保険期間が短い案件は保険料がより安くなるよう保険料率体系を見直すことで、農業セクター・中堅中小企業の支援機会が広がるのではないか。
- 会社更生手続については、保険種によって対応に差を設ける理由があるとは思われず、揃えたほうが良い。
- 新型コロナの影響で引き続き苦しんでいる日本企業が多いと感じる中、輸出者が利用する貿易一般保険では、信用危険と非常危険の双方をカバー頂いているが、バイヤーの債務不履行が生じたときに、非常と信用どちらの事由によって損失が発生したかによって、保険のカバー率が変わることになる。新型コロナの影響なのか信用事由なのか線引きが難しいのは承知しているが、線引きが曖昧なときに、カバー率の高い非常危険の認定を前向きに検討頂ける

と、利用者にとっては有り難い。またバイヤーの格下げも慎重に対応いただきたい。収支相償の原則は守りつつも、柔軟な対応を検討頂けると有り難い。

- 投資保険における事業不能のトリガーである、「一ヶ月以上の事業休止」にまで至るケースが極めて希であることは、本日議論があったとおりであり、保険事故の認定においては柔軟にご対応頂けると有り難い。
- 投資保険において、NEXIにはこの1月からプレミアム特約を柔軟に制度改善頂いた点は、非常に有り難く感謝申し上げます。

#### <論点2. NEXIの監理>

- 民間保険会社の視点としては、検討の方向性に大きく違和感はない。
- 民間保険では、信用危険を引き受ける保険において会社更生手続きを含め法的倒産について等しく対応しており、保険によってカバーされる法的倒産手続きの種類に差があるのは違和感がある。
- 投資保険の保険金支払事由を柔軟化するという点については、事業者の声にある空港のケースのように、事実上保険金を支払う場面がないことになってしまうのであれば問題がある。基本的にはケースバイケースの判断になると思うが、例えば空港のような基幹インフラの事例では、民間用途は停止しているが公的用途のみ運航しているような場合には保険金支払対象にするなど、事実上事業が停止している状態を定義し、その定義に該当する場合はフレキシブルに支払う考え方にするのが良いのではないか。
- 政府保証債については、保有を可能にするため法令に明記する必要がある。ドイツ復興金融公庫（KfW）債は、リスクの高い新興国が発行する国債よりはるかに信用力が高い。証券会社ではKfW債を国際機関債と同等に扱っているところもある。運用対象資産は本来分散した方が良いが、外国債券は利回りのことを考えると、米国債、米州開銀等に投資が集中する傾向があり、NEXIの資産規模では、運用の分散投資が図れないという実情がある。そういった意味でも保有対象は広げて良いのではないか。JBICについては譲渡性預金等の運用も可能であり、郵貯系の機関では外国政府保証債まで認めている例があるのだから、分散投資の観点からも、外国政府保証債の保有を認めてもNEXIの財務健全性に支障はないと考える。
- 今回の違法行為について、NEXIから経済産業省にいつ届出が行われたのか、文書上では必ずしも明確でないとの問題が生じていた。保険業法のような届出規定は入れた方が良い。過料やその他制裁の規定と併せて検討すべき。
- 貿易保険法には過料の規定があるが、こういった場合に実際に過料通知を行うか、ガイドラインを作った方が良い。例えば、料率算定に計算ミスは起こりがちである。法律上はこういった軽微な事務ミスでも一発で過料に処することもするという条文の建付けであり、他法令との並びの観点から条文の文言自体を変更することは難しいにせよ、NEXIの現場が萎縮せず安心して業務を遂行できるようにするため、本当に過料に処すべきケースを明記したガイドラインを設けるべき。ガイドライン策定時には、NEXIの業務内容の実態を良く勘案して、違反内容の軽重を分ける必要がある。ユーザーサイドからも、NEXIを過度に取り締まると柔軟な運用が害されるという声があった。

- 運用対象を外国政府保証債の保有まで広げることは、リスク実態の観点からは大きな問題はないと考える。一方で NEXI は公的な事業主体であるため、安定運用が何よりも優先されるべき。いたずらに保有を広く認めるべきではない。
- 保険料誤徴収は民間損保業界でも 15 年ほど前に同様の問題が露呈し、業界を挙げて改善対応を行った経緯がある。当時取り組んだこととしては大きく 3 つある。①当時、競合他社間での商品開発競争により商品が複雑化していたため、商品ができる限りシンプルにしたこと。②システム化を促進して手作業で保険料を計算する業務を極力減らしたこと。③社員自身にコンプライアンスの意識を徹底させたこと。③については、法律違反を起こさないことは当然のことながら、商品・損害サービス・事務手続等のあらゆる業務において「お客様が当然に求めている品質」の基準を作り、それを満たす業務プロセスを遂行することを徹底した。こういった意識は形骸化しやすいため、1 年に 1 回、全社員を対象にコンプライアンスに係る研修を行っている。こうした意識を社員に徹底させることと、問題を起こしたときは上司や監督官庁に速やかに報告する体制を作ることが大切と考えている。
- 今回の事案の発生により、前回の懇談会で議論した内容が一部見送りになっていることが残念である。他方で、NEXI の監理について真摯に対応をしているということと捉えている。
- NEXI の強みは、政府による保証があるという安心感であり、またとりわけ中近東や中南米といった難しいエリアで、NEXI／経済産業省／現地大使館等と連携して、相手国中央銀行と折衝するなど、損失防止軽減や回収行為に当たることができ、相手国側をけん制できることである。
- そもそも特殊会社化した趣旨は、国との一体化を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させることであった。今回の事案については、こういった当初の観点に加えて、経済産業省と NEXI との一定の距離感を持つことについて検討すると良いのではないかと。
- 経済産業省-NEXI の関係は、金融庁-民間損保会社や財務省-JBIC とは異なる。つまり、NEXI の事業は元々通商産業省の業務であった経緯なども客観的に捉えないといけない。
- 属人的なコミュニケーションの内容から不祥事の証明を取ろうとすると大変な負担が個人にかかるので、しっかり文章で記録を録ることは大切である。
- NEXI は昔から少人数で運営していた組織であり、最近になって新しい人材が入ってきている。社内教育を行うべきところと、法的に対処すべきところをしっかりと分けて、社内で行えることはもう少しやった方が良いと感じる。人手が足りないのは事実だが、独立した株式会社として、経営の独立性をより重視してもよいのではないかと。

### <論点 3. 資料 2 検討の方向性（案）について>

- 中堅・中小企業／農産物分野に共通して、手続の簡素化は重要な課題。
- 農産物分野の輸出促進を図るため、貿易保険をより活用するにはどうしたら良いかについて次の 4 点を検討するべき。①農産物分野のニーズに合致した保険のバリエーションを増やす、②手続の簡素化を進める、③保険期間が短い案件の保険料軽減、④web サイトにとどまらず NEXI へのアクセス窓口を複数用意。
- NEXI に中小企業向けの包括保険が存在することを知らなかった。ぜひ利用したい。
- 中小企業はマンパワーが不足しており、保険加入手続にコストがかかっている。一つの申請を更に分割することもあり、手続が更に複雑化することもある。

- 現在もコロナの影響を受けて在庫が残り倉庫費用がかかっていることから、船積前のリスクカバーは重要。OFAC 規制の関係では、イラン向け輸出では、輸出取引も企業関係も抑制され、同業者の中には在庫を抱えた人がいると聞いている。新型コロナだけでなく、政治的な金融・輸出制裁についても貿易保険で積極的に対応していただきたい。
- 利用者の負担軽減に関連することだが、被保険者は保険金が支払われた後も被保険者義務を負い、借入人との交渉を続けることが求められている。人的リソースや弁護士費用など相応のコストが発生しており、利用者負担の軽減については引き続きご検討頂きたい。特に GtoG の案件では、NEXI も前面に出て交渉頂けないか。被保険者義務の負担軽減により利便性が上がり、これまで馴染みのない金融機関も参加しやすくなると思う。
- 海外向けの債権や投資にクレジットリスクやカントリーリスクをカバーする保険を付保して安定収益が得られる金融商品を組成する、いわゆるストラクチャードトレードファイナンス、あるいはサプライチェーンファイナンスと呼ばれる金融手法が存在する。NEXI の保険付き債権の譲渡を無条件で認めると、公的保険が意図しないところでこのような金融商品に使われる可能性があり、「対外取引の健全な発達を図る」という貿易保険法上の事業目的に合致しているか、或いは貿易保険の民業補完といった点が担保されるかなどについて注意する必要がある。プロジェクトの日本裨益に関する要件を満たしていたとしても、一度譲渡されると再譲渡される可能性もある。民間の保険会社では、保険付き債権の譲渡は通常認めておらず、譲渡する場合は保険契約を解約し、保険料を返戻するのが一般的な運用となっている。
- 保険手続の簡素化について、従前から NEXI の保険約款や料率・運用規程は多種多様であり、利用実績の多い会社にとっても体系立てて理解するには時間を要する。何十年と続く保険約款の変更が積み上げられた結果であり仕方がないのだが、中堅中小企業の方や初めて利用する方にとっては非常に複雑であると思われる。日本機械輸出組合における簡素化等ワーキンググループでの議論を通じて、保険約款、決済コード、各種運用の改善提案を検討中であるが、規程、手続の簡素化をすることで、保険料誤徴収、解釈の齟齬なども解消され、ユーザーにも NEXI にもメリットがあるのではないか。
- NEXI の保険は、被保険者に相応の回収協力義務を課しており、回収が進まない場合には長期間に亘って回収努力を続けなければならない。例えば、回収報告の義務について、当初は3か月ごと、その後頻度は落ちるが、報告義務は長期間に亘り続く。真摯に回収義務を果たすことに相違ないが、保険を付ける意味合いから、終了認定を緩和する、もしくは期間を限定していただければと考える。
- 日本における貿易保険制度は元々、民間保険会社の引き受けた保険を当時の通商産業省が再保険の形で引き受ける事業として始まっている。NEXI の限られた要員体制で、引受けから保険金支払いや債権回収までの全ての業務を自力で完結することは難しいと考えられる。海外でも政府が民間から再保険の引受けを行うケースがあると聞いている。NEXI も民間保険会社のネットワークの利用や外部の回収業者への委託など、民間保険会社との連携を拡大することにより NEXI 商品のサービス面を向上させる方策はあると考える。今回議論となった諸課題の解決にも繋がるのではないか。
- DSSI 後の共通枠組に関しては、チャドをめぐる議論に進展があった。中国に対する債務が大きいエチオピア等の国では SINOSURE も主たるアクター。中国における公的支援の実態を NEXI において把握することが重要ではないか。

- 他国の公的金融機関での取組に関して、NEXI においても、基本的に OECD 等のルールの範囲内で、収支相償の観点でも問題がなければ、積極的に進めるべきだと考える。
- 輸出取引を開始する際には、マーケットリサーチを行い、現地での流通網や計画を立てた上で輸出まで実行すると考えるので、ある程度見通しの立ったバイヤーとマッチングをすることが考えられるのではないかと。
- OECD アレンジメントの適用除外の公的支援について、他国 ECA との競争力担保のために、競争力のある料率を柔軟に設定していただきたい。また、他国の条件を確認する前に、最初から競争力のあるインディケーションを提示することも重要であり、特定要件をクリアする案件などは、保険料を引き下げられる等の規定・運用を検討いただきたい。
- 保険料率の設定に当たっては収支相償を維持することが大前提。個別に支援が必要な分野については、保険料自体を下げるのではなく、公的な制度として保険料を補助する仕組みも考えられるのではないかと。

○お問合せ先

貿易経済協力局 通商金融課

TEL:03-3501-6979

FAX:03-3501-0926